

当院職員の処分について

このたび、当院に勤務していた看護師が、業務中の不適切な行為により患者さまに傷害を負わせたとして、業務上過失傷害罪により金沢地方検察庁から起訴され、今後は司法の場において判断がなされることとなります。

当院では、当該職員に対し内部調査を実施した結果、重大な服務規律違反が認められたため、令和6年12月31日付で免職処分を行っております。

また、本件に関連し、指導監督に不備があったとして、看護部長および看護師長に対しては訓告処分を、総務部長および医療安全課長補佐に対しては注意を行っております。

患者さまおよびご家族をはじめ、地域の皆さまの信頼を損ねる事態となりましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

当院といたしましては、本事案を厳粛に受け止め、再発防止策の徹底と職員への指導体制の強化に努め、信頼の回復に全力を尽くしてまいります。

令和7年7月25日

公立つるぎ病院長